

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年12月24日
【会社名】	株式会社キムラタン
【英訳名】	KIMURATAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 九 鬼 祐 一 郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区京町83番地 三宮センチュリービル
【電話番号】	078 - 806 - 8234(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木 村 裕 輔
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区京町83番地 三宮センチュリービル
【電話番号】	078 - 806 - 8234(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木 村 裕 輔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 599,998,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	19,354,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2025年12月24日開催の当社取締役会決議によります。
2 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	19,354,800	599,998,800	299,999,400
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	19,354,800	599,998,800	299,999,400

- (注) 1 第三者割当の方法によります(以下「本新株式発行」といいます。)。なお、発行価額の総額のうち299,999,400円については金銭以外の財産の現物出資による方法(デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。))により割当てます(以下、本新株式発行のうちDESの方法による部分を「本新株式発行(DES)」といい、金銭払込みの方法による部分を「本新株式発行(金銭出資)」といいます。)
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、299,999,400円であります。
- 3 現物出資財産の内容
清川浩志氏が2022年9月30日付及び2025年7月31日付(当初借入実行日：2022年7月15日及び同年7月29日)で当社との間で締結した金銭消費貸借契約書に基づき当社に対し貸付けた金銭債権の元本345,000,000円(以下「本貸付債権」といいます。))のうち299,999,400円を対象として新株式の割当を行います。
現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。ただし、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、払込期日(2026年1月13日)において、本新株式発行を実施する時点とすることを合意しております。このため本新株式発行における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
31	15.5	100株	2026年1月13日	-	2026年1月13日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 2 発行価格は会社上の払込金額であり、資本組入額は、会社上の増加する資本金の金額であります。
- 3 申込み及び払込みの方法は、申込期日に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日までに後記払込取扱場所へ払込むものとしします。
- 4 金銭以外の財産の現物出資(D E S)による払込みについては、申込期間に現物出資の目的となる当社に対する金銭債権を払込期日付で払込に充当する旨を募集株式総数引受契約にて合意することにより、現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権は、払込期日に本新株式の払込に充当されます。
- 5 申込期間内に、本新株式発行の割当予定先から申込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キムラタン 管理本部	神戸市中央区京町83番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 神戸支店	神戸市中央区明石町48番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
299,999,400	4,084,000	295,915,400

- (注) 1 発行諸費用の概算額は、調査費用30万円、登記費用220万円、株式上場手数料54万円、有価証券届出書作成費用59万円及び株式事務手数料45万円の合計です。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 本新株式発行(D E S)については、金銭以外の現物出資の方法によるため、払込金額の総額に含めておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
不動産投資資金(M & A含む)	295百万円	2026年1月～2028年3月

本新株式発行(金銭出資)

当社では、後記「本新株式発行の理由」に記載のとおり、近年不動産事業を主力事業として構造転換を図り、2024年3月期に黒字転換を果たしておりますが、足元の業況に鑑みると今後も引き続き収益力の向上が必要であり、そのために主軸である不動産事業の拡大に向けた継続的な投資が不可欠であると判断しております。

今回の第三者割当による新株式発行による調達資金の全額を不動産事業への投資資金に充当する予定です。現在、具体的に取得を検討している物件はありませんが、収益物件の取得については現在の所有物件の平均的な投資額として1億50百万円～2億円程度を想定しており、投資額の一部について借入金を充当する場合には総投資額は10億円以上となることも想定しております。なお、以上の不動産投資については、次に記載する中古物件の再販事業の物件取得も含めて当社(株式会社キムラタン)で実施する予定であります。

また、調達資金の一部を中古物件のリノベーション・再販事業の物件取得資金に充当することも想定しております。物件の取得につきましては他の事業者との競争も激しく、優良物件を確保するためには迅速な意思決定が不可欠であります。本新株式発行により資金余力を確保することで機動的な物件取得が可能となります。今後、有力案件、有力物件については機会を逃さず投資を行い、持続的な成長と企業価値の向上につなげてまいります。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、安全性の高い銀行口座にて管理いたします。

本新株式発行(D E S)

(本貸付債権の発生経緯等)

借入先	清川浩志
借入金額	3億45百万円
契約締結日(契約更新日)	2025年7月31日(契約更新)、2022年9月30日
返済期日	2026年7月31日、2027年9月30日
金利	固定金利
担保の状況	無担保

上記の本貸付債権の当初借入実行日、借入残高、資金使途及び支出予定時期は、下表のとおりですが、2022年2月に決定したアパレル事業のスリム化として全国200店舗以上の店舗閉鎖等に取り組んでいた2022年7月から9月において、キャッシュ・フローの赤字が継続している状況下に運転資金として借入れたものです。うち借入期間が1年間のものは、期日に借換えを行っており、最新契約更新日は2025年7月31日となります。本貸付債権のうち、2億99百万円が現物出資として本新株式発行(D E S)の払込に充当され、残余の45百万円については貸付金として残ります。

なお、本貸付債権は、清川浩志氏の自己資金が原資であります。

当初借入実行日	借入残高	借入期間	資金使途	支出時期
2022年7月15日	25百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2022年7月
2022年7月29日	90百万円	1年間	仕入・諸経費支出	2022年8月
2022年9月30日	2億30百万円	5年間	仕入・諸経費支出	2022年10月～11月

当社は、本貸付債権3億45百万円の他、2022年4月1日付で40百万円(当初借入額13億円。返済期日:2027年9月30日)、2022年9月30日付で25百万円(当初借入額2億25百万円。返済期日:2027年9月30日)、2022年10月4日付で9百万円(当初借入額9百万円。返済期日:2026年9月30日)、2023年3月31日付で87百万円(当初借入額87百万円。返済期日:2026年3月31日)を借入れております。また、当社子会社である株式会社キムラタンエステートは、2022年7月29日付及び同年9月3日付で2億5百万円(当初借入額2億40百万円。返済期日:2028年9月30日)を借入れており、グループ全体で総額7億11百万円の資金を借入れております。

本新株式発行(DES)の現物出資の目的となる2億99百万円を差し引いた4億11百万円については、今後の成長投資とのバランスを考慮しながら返済を実行していく予定です。

(本新株式発行の理由)

当社は1925年に神戸で創業以来、ベビー・子どもアパレル事業を主力として、自社オリジナルの企画・デザインによる高品質な製品の提供に取り組んでまいりました。しかしながら、少子化の進行や消費者の節約志向、価格競争の激化といった市場環境の変化に十分に対応できず、2016年3月期以降、同事業において継続的な損失を計上する状況が続いておりました。

このような状況を踏まえ、当社は2022年2月に事業ポートフォリオの転換を決定し、2023年3月期において店舗閉鎖を中心としたアパレル事業のスリム化を進める一方、安定的な収益基盤の確立を目的として不動産事業への投資を拡大してまいりました。

2022年4月には、約70件の収益不動産を保有する株式会社キムラタンエステート(旧和泉商事有限会社)の全株式を取得し、さらに2024年1月には株式会社キムラタンプロパティ(旧有限会社月光園)の株式取得を実施するなど、不動産ポートフォリオを着実に拡充した結果、2024年3月期には19期ぶりとなる営業利益および当期純利益を計上いたしました。

また2025年3月期においては、収益力のさらなる強化と全社的な成長を目的に、2024年8月にリノベーションを通じた中古物件販売を強みとする株式会社イストを中心としたイストグループ(以下「イストグループ」といいます。)の株式取得を実施いたしました。さらに、2025年2月に不動産特定共同事業の許可を保有するSwanstyle株式会社の株式取得を決定し、同年3月には有限会社九建機材の株式取得を行うなど、当社グループは不動産事業の基盤の拡大および事業領域の拡大を一貫して推進してまいりました。

(ご参考)これまでのM&Aの実施状況

対象企業名	事業内容	株式取得日	取得原価
株式会社キムラタンエステート (旧和泉商事有限会社)	不動産賃貸業	2022年4月1日	25億10百万円
株式会社キムラタンプロパティ (旧有限会社月光園)	不動産賃貸業	2024年1月31日	1億84百万円
イストグループ(注)	不動産販売業、不動産賃貸業	2024年8月30日	2億50百万円
有限会社九建機材	不動産賃貸業	2025年3月27日	1億48百万円
Swanstyle株式会社	不動産特定共同事業	2025年4月1日	2億円

(注) 株式会社イスト、株式会社ライブ、コネクト株式会社3社を対象としております。

株式会社キムラタンエステートは、当社グループの構造改革の中核をなす企業であり、安定収益確保により2024年3月期における19期ぶりの営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の計上に大きく寄与しております。株式会社キムラタンプロパティは、売上規模は大きくないものの利益率は高く、2025年3月期における営業利益増に寄与しております。イストグループは2025年3月期における営業利益増に寄与するとともに、同社グループの主力である中古物件の再販事業に関するノウハウを共有することで、当社グループの事業領域拡大への貢献が期待されます。有限会社九建機材およびSwanstyle株式会社の業績への寄与は2026年3月期以降となりますが、有限会社九建機材は規模は大きくないものの安定収益確保による利益貢献に期待できます。Swanstyle株式会社は不動産特定共同事業の許可を取得しており、当社グループの不動産ビジネスの領域拡大、資金調達が多様化に期待しております。

以上の取り組みにより、2026年3月期中間期においては、不動産事業の寄与により売上高が前年同期比122.4%増の13億62百万円、営業利益が同71.3%増の30百万円となるなど一定の成果を示しましたが、アパレル事業において販売の伸び悩み、粗利益率の低下の影響で赤字幅が拡大したこと等により、最終損益は54百万円の損失となり、引き続き全社的な収益力の一層の強化が求められる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当社はアパレル事業の店舗縮小やブランド見直しなど、さらなる体質改善に加え、主軸である不動産事業の拡大に向けた継続的な投資が不可欠であると判断しております。不動産事業は当社の収益基盤として安定したキャッシュ・フローを創出するとともに、今後の企業成長の中核となる領域であり、成長機会を確実に捉えるためには投資余力の継続的な確保が重要となっております。

一方、2026年3月期中間期末の自己資本比率は11.0%と、2023年3月期末の2.0%からは改善しているものの、財務健全性の観点からはなお十分とはいえず、成長投資をすべて借入金に依存することは適切ではありません。このため、自己資本と借入金のバランスを適切に維持し(注)、持続的な成長投資を実行できる財務基盤の構築が必要であると判断いたしました。

これらの背景のもと、当社は不動産投資資金の確保と財務体質の一層の健全化を目的として、新株式発行による資金調達およびデット・エクイティ・スワップ(DES)の実施について検討を進めてまいりました。

(注) 2026年3月期中間期末の総資産額及び純資産額に本新株式発行による払込の総額を加算して計算した場合の自己資本比率は16.6%となりますが、今後、同程度の水準を維持しつつ、成長投資による利益の積み上げにより財務健全性をさらに高めていくことが望ましいと考えております。

そのような折、2025年11月中旬、当社第4位株主(2025年9月30日時点)である吉丸昌宏氏より、当社と第2位株主である澤田秀雄氏との面談の申入れがございました。吉丸氏は、当社が2023年4月6日公表の「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」に記載の第三者割当増資(以下「前回ファイナンス」といいます。)の割当先である澤田氏をご紹介いただいた経緯のある株主です。

当社が吉丸氏と初めて面談したのは2023年2月17日ですが、吉丸氏からは、200店舗を超える店舗閉鎖やブランドの集約、本部機能のスリム化といった構造改革を迅速に推し進めた点を評価いただくとともに、2023年3月期第3四半期末の自己資本比率が1.0%まで低下した状況を踏まえ、当社の再成長に向けた資本強化の必要性に言及されました。

そのうえで、当社に対する出資と事業支援が可能な投資家として、東京証券取引所プライム市場上場企業・株式会社エイチ・アイ・エスの前代表取締役であり、当社第8位株主(当時)であった澤田秀雄氏を紹介したいとのお申出をいただきました。

吉丸氏は、現在は株式会社ウェルテック代表取締役ですが、以前勤務していた証券会社において株式会社エイチ・アイ・エスを担当していたことから、澤田氏とは旧知の間柄にあります。証券会社退職後も事業・投資に関する意見交換を継続しており、その中で当社の現況についても共有していたことから、「両者が接点を持ち、澤田氏による出資を通じて当社の発展と企業価値向上につながる可能性がある」との期待が示されました。

こうした経緯を踏まえ、当社は2023年2月27日に澤田氏との面談を実施いたしました。面談において澤田氏は、当社のIR情報等を通じて経営再建に向けた取り組みを十分に理解しており、出資を含め当社の今後の成長を支援したいとの意向を表明されました。その後、社内での協議を経て澤田氏より前向きなご回答をいただき、前回ファイナンスの実行に至ったものです。

今回の面談において当社は、2026年3月期中間期決算の概要に加え、一層の収益力強化に向けた不動産投資の必要性について説明を行いました。

中間期決算では、前回のファイナンスにより調達した資金を活用し、株式会社キムラタンプロパティおよびイストグループのM&Aを実行した結果、増収および営業増益を計上したことを報告しました。一方、最終損益は赤字であり、アパレル事業の赤字が継続している点については課題であると真摯に受け止めており、同事業のさらなるスリム化および構造改革を進めるとともに、収益力のさらなる強化が必要であるとの認識を共有いたしました。主軸である不動産事業においては、収益物件の取得や再販事業の仕入れを機動的かつ積極的に実行できる体制の構築が不可欠であり、そのための投資余力の確保が必要である旨を説明し、資金面での支援について協議しました。

これに対し澤田氏からは、従前よりIR情報等を通じて当社の状況を把握していたことに加え、当社が進める構造改革および成長投資の方針について理解が示され、出資を含む支援の意向が示されました。

その後、社内で協議を行い、当社より改めて本件増資を提案したところ、当社の不動産事業を通じた成長および企業価値向上に期待する旨の口頭での回答があり、同氏を割当予定先とする第三者割当増資の実施を決定しました。

さらに当社は、2022年6月3日および2023年3月10日の各取締役会において、筆頭株主であり当社前代表取締役である清川浩志氏(現当社取締役)を割当先とする現物出資(D E S)による新株式発行を行っておりますが、今回の澤田氏に対する第三者割当増資に併せて、さらなる資本強化の観点から、清川氏からの借入金の一部を株式化することについて同氏へ打診いたしました。その結果、当社の財務健全化に資するものであるとの理解のもと、同氏より快諾いただき、現物出資による新株式の割当を実施することといたしました。

(資金調達方法の概要及び選択理由)

本新株式発行による資金調達方法は、今後の収益の柱として不動産事業に必要な資金を確実に調達し企業価値の向上を目指していくという点で現時点における最適な選択であると判断いたしました。

(他の資金調達方法との比較)

金融機関からの借入れ

不動産投資の全額を借入れにより調達することは、負債比率が上昇し、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

公募増資

公募増資は有力な資金調達手段ではありますが、現在の当社の財務状況を鑑みると証券会社の引受けにより行われる公募増資の確実な実施は不透明であり、また一般的に株式を発行するまでの準備期間が長く機動性に欠ける点も含め、現実的ではないと判断し、資金調達の候補からは除外いたしました。

株主割当

株主割当では割当先である既存株主の応募率が不透明であり、当社が想定する資金を十分かつ確実に調達できるか否かに不確実性があることに加え、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とすることを考慮すると今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

転換社債型新株予約権付社債

金融機関からの借入れと同様に調達金額が当初負債に計上されるため、転換行使が進まない場合には継続的な財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

第三者割当による新株予約権の発行

第三者割当による新株予約権の発行による調達も有力な資金調達手段ではありますが、新株予約権の行使は投資家の判断に委ねられ、一時にまとまった資金を調達できない可能性もあるため、今回の資金調達の候補からは除外いたしました。

新株予約権無償割当(ライツ・オフアリング)

ライツ・オフアリング(コミットメント型/ノンコミットメント型)について検討しましたが、コミットメント型は国内で実施された実績が乏しく、引受手数料等のコスト及び市場の実勢による調達限界を考慮すると適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型は東京証券取引所の規則において過去2期間における経常利益の計上等の財務条件が規定されており、現時点では利用できません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	澤田秀雄
	住所	東京都渋谷区
	職業の内容	株式会社エイチ・アイ・エス 最高顧問
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社の大株主であります。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社が割当予定先である澤田秀雄氏との接点を持った経緯については、前記「4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 本新株式発行の理由」に記載のとおりであります。

当社は、2023年4月6日付公表の「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、同日開催の当社取締役会決議に基づき澤田秀雄氏を割当先とする新株式を発行し、調達資金を不動産関連M&Aに充当し、事業成長の基盤を築いてきましたが、同氏は引き続き当社に対する出資を通じて今後の成長を応援したいとの意向を示しております。

澤田氏は、当社の経営に関与する意思を示されているものではなく、当社の企業成長に期待しているとのことですが、株式会社エイチ・アイ・エスを大企業へと成長させ、また、18年連続して赤字であった「ハウステンボス」を再建させた経営者であり、出資を通じて支援を受けるとともに、澤田氏のこれまでの経験や知見を活かした助言をいただく機会を得ることは、当社にとって有益であると考えており、当社が同氏を割当予定先として選定することは、当社企業価値の向上に資するものであり適切であると判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式発行 9,677,400株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本新株式発行により割当てる株式の保有方針について、具体的な保有期間（年数）を定めているものではないものの、長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が本新株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり、内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株式発行に係る払込みに要する資金について、割当予定先より、割当予定先の取引金融機関の預金通帳の提示及び口頭で自己資金である旨の説明を受け、割当予定先が払込みに十分な資金を保有していることを確認しております。

したがって、本新株式発行に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に株式を上場する株式会社エイチ・アイ・エスの前代表取締役会長グループ最高経営責任者(CEO)であり、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書における「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況等」の記載から、割当予定先は反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

さらに、当社においても、割当予定先、割当予定先が代表者を務める企業及びその役員が、反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、2025年12月9日付の調査報告書を受領しました。その結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

なお、澤田秀雄氏が最高顧問を務める株式会社エイチ・アイ・エス及び取締役である株式会社クリーク・アンド・リバーについては東京証券取引所プライム市場に株式を上場しており、各社が東京証券取引所に提出した、コーポレート・ガバナンス報告書における「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況等」の記載から株式会社エイチ・アイ・エス及びその子会社並びに株式会社クリーク・アンド・リバーについては反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しており調査対象から除外しております。

a. 割当予定先の概要	氏名	清川浩志
	住所	兵庫県芦屋市
	職業の内容	株式会社レゾンディレクション 代表取締役 株式会社キムラタン 取締役
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	清川浩志氏は、当社の筆頭株主であり、当社の主要株主である株式会社レゾンディレクションの代表者であります。
	人事関係	清川浩志氏は、当社の取締役であります。
	資金関係	当社は、本貸付債権3億45百万円の他、2022年4月1日付で40百万円(当初借入額13億円。返済期日:2027年9月30日)、2022年9月30日付で25百万円(当初借入額2億25百万円。返済期日:2027年9月30日)、2022年10月4日付で9百万円(当初借入額9百万円。返済期日:2026年9月30日)、2023年3月31日付で87百万円(当初借入額87百万円。返済期日:2026年3月31日)を借入れております。また、当社子会社である株式会社キムラタンエステートは、2022年7月29日及び同年9月3日付で2億5百万円(当初借入額2億40百万円。返済期日:2028年9月30日)を借入れており、グループ全体で総額7億11百万円の資金を借入れております。(注)
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社取締役である清川浩志氏に対し、本新株式発行(DES)について打診したところ、当社の財務健全化に資するものであるとの理解のもと同氏より快諾をいただき、検討の結果、同氏に新株式を割当てることといたしました。これは、清川氏が、当社取締役として財務基盤の強化を図り、将来の企業価値の向上を確実に果たしていくという決意から本貸付債権の株式化を引き受けられたものであり、当社が同氏を割当予定先として選定することは、当社企業価値の向上に資すると考えられることから適切であると判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式発行 9,677,400株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本新株式発行により割当てる株式の保有方針について、具体的な保有期間(年数)を定めているものではないものの、長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が本新株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり、内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株式発行は、全株式を払込に代えてD E Sの方法によりますので、本貸付債権が現物出資の目的となる財産であり、清川浩志氏が当社に貸付けた3億45百万円は借入れによるものでなく、事業で得た自己資金が原資であることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先より割当予定先が反社会的勢力と一切関わりがない旨の確約書を入手しております。当社においても、割当予定先、割当予定先が代表者を務める企業及びその役員が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、2025年12月9日付の調査報告書を受領しました。その結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の発行価格は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日(2025年12月23日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値31円を基準とし、1株につき31円といたしました。

当該発行価格は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である31.62円に対しては1.96%のディスカウント、直前3ヶ月間の終値の平均値である37.77円に対しては17.92%のディスカウント、直前6ヶ月間の終値の平均値である43.98円に対しては29.51%のディスカウントとなります。

本新株式発行における発行価格の算定にあたり、取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、当社株価が直近6ヶ月間にわたり下落基調で推移しており、特に直近3ヶ月および1ヶ月の平均株価においてその傾向が顕著であることから、算定時点に最も近い価格である前営業日の終値が、現時点における当社株式の価値をより適切に反映していると判断したためであります。

また、本発行価格につきましては、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること。」と定める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勧案のうえ決定しております。

以上を踏まえ、当社といたしましては、本発行価格は割当予定先に特に有利な条件によるものではなく、会社法上の有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、当社の監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本新株式の発行価格は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式発行により発行される株式数は19,354,800株(議決権数は193,548個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数256,039,110株に対する比率は7.56%、発行決議日現在の当社議決権総数2,560,077個に対する比率は7.56%であります。

また、前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、各々の割当予定先は、本新株式発行により取得した当社株式については、長期的に保有する意向であり、本新株式発行による株式数の増加が市場の流動性に影響を与える可能性は低いものと考えております。

もとより、本新株式発行により企業成長と財務体質の健全化を図ることは、既存株主の利益に資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式発行により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
清川 浩志	兵庫県芦屋市	65,818,400	25.71	75,495,800	27.42
澤田 秀雄	東京都渋谷区	44,500,000	17.38	54,177,400	19.67
株式会社レゾン ディレクション	大阪府大阪市中央区北浜2 丁目6番18号	14,700,000	5.74	14,700,000	5.34
吉丸 昌宏	東京都武蔵野市	11,770,000	4.60	11,770,000	4.27
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6 番21号	3,033,800	1.19	3,033,800	1.10
西川 勝彦	山梨県南巨摩郡	2,050,000	0.80	2,050,000	0.74
株式会社木村海苔	熊本県玉名市中1653	1,484,300	0.58	1,484,300	0.54
高瀬 健次	東京都国分寺市	950,000	0.37	950,000	0.34
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	940,600	0.37	940,600	0.34
ソフト・シリカ株 式会社	秋田県横手市大森町八沢木 字坂ノ下60番2号	813,200	0.32	813,200	0.30
計	-	146,060,300	57.05	165,415,100	60.07

- (注) 1 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿上の株式数(総議決権数2,560,077個)を基準としております。
- 2 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合については、2025年9月30日の所有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
- 3 割当後の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の各株主の所有株式数に係る議決権の数を、2025年9月30日現在の総議決権数(2,560,077個)に、本新株式発行による交付株式数19,354,800株に係る議決権数(193,548個)を加えた、総議決件数(2,753,625個)で除して算出した数値であります。
- 4 総議決権数に対する所有議決権の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日(2025年12月24日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年12月24日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年12月24日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(2025年6月25日提出)

1 提出理由

当社は、2025年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金3,296,666,178円のうち、3,216,666,178円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を80,000,000円といたします。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金 2,614,748,035円のうち、1,579,979,049円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,034,768,986円といたします。

(3) 増加する資本剰余金の額

その他資本剰余金 4,796,645,227円

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年7月31日

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加したその他資本剰余金4,796,645,227円を全額減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,796,645,227円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,796,645,227円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2025年7月31日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、九鬼祐一郎、木村裕輔、清川浩志、染川智香及び鈴木孝男を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金及び資本準備 金の額の減少並びに 剰余金処分の件	1,656,919	4,492		(注) 1	可決 99.72
第2号議案 取締役5名選任の件					
九鬼祐一郎	1,651,342	10,214		(注) 2	可決 99.39
木村裕輔	1,652,999	8,557			可決 99.48
清川浩志	1,652,733	8,823			可決 99.47
染川智香	1,652,555	9,001			可決 99.46
鈴木孝男	1,652,014	9,542			可決 99.43

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 各議案の賛成比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権個数に算入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の第62期有価証券報告書に記載の資本金は、当該有価証券報告書提出日(2025年6月25日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年12月24日)までの間において、以下のとおり変化しています。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2025年7月18日 (注)1	254	256,039	6,622	3,303,288	6,622	2,621,370
2025年7月31日 (注)2	-	256,039	3,216,666	86,622	1,579,979	1,041,391

(注)1 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式総数が254,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6百万円増加しております。

発行価額 1株につき 52円

資本組入額 1株につき 26円

割当先 当社及び当社子会社従業員 35名

- 2 2025年6月25日開催の定時株主総会決議により、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が3,216,666千円(減資割合97.4%)、資本準備金が1,579,979千円(減資割合60.3%)減少しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第62期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月25日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第63期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員

公認会計士 松岡 繁郎

業務執行社員

指定社員

公認会計士 横山 裕昭

業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社キムラタンエステートに関するのれんの減損の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん557,224千円のうち、2022年4月1日に株式を取得して子会社化した株式会社キムラタンエステートに関するのれんが398,903千円計上されている。</p> <p>連結財務諸表の注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社は、のれんの評価にあたり、株式取得時の事業計画における営業損益等と実績との比較に基づき超過収益力の毀損の有無を判断している。</p> <p>会社は、のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識の要否を判定する必要がある。</p> <p>減損の認識が必要と判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額が減損損失として計上される。</p> <p>会社は、当連結会計年度において、株式会社キムラタンエステートが営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上していること、また、企業環境等に著しい変化は想定されず、事業計画に基づいて、将来においても継続してプラスとなることが見込まれていることから、のれんを含む資産グループの減損の兆候はないと判断している。</p> <p>株式会社キムラタンエステートに係るのれんを含む資産グループの帳簿価額には重要性があり、減損の兆候に関する判定は不確実性の高い領域であることから、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社キムラタンエステートに係るのれんを含む資産グループの減損の兆候に関する判断の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該子会社の営業損益およびキャッシュ・フローの推移を確認するとともに、経営者が減損の兆候がないと判断した根拠について、内部資料及び経営者へのインタビューを通じて検討した。 ・経営者及び管理責任者と経営環境の著しい変化や市場価格の著しい下落の有無についてディスカッションを実施した。

賃貸等不動産の減損の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表に建物及び構築物 3,865,273千円及び土地 3,477,287千円は、主として賃貸の用に供する賃貸等不動産である。</p> <p>会社は固定資産の減損の兆候の有無を検討するに際して、賃貸不動産についてはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として物件単位毎にグルーピングしている。</p> <p>会社は、減損の兆候がある資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。</p> <p>回収可能価額は使用価値又は正味売却価額によって測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定している。</p> <p>会社は多数の賃貸等不動産を保有しており、一物件あたりの帳簿価額が大きいことから、減損損失が発生した場合の連結財務諸表への潜在的な影響が大きい。</p> <p>固定資産のグルーピング、減損の兆候が生じているか否かに関する判断及び将来キャッシュ・フローの見積りを含む固定資産の減損損失計上の要否を判定するプロセスには、会計上の重要な仮定に関する不確実性や将来の使用計画及び関連資産の売却可能性等に係る経営者による主観的な判断を伴う。加えて、不動産事業においては、賃貸等不動産に係る空室率や賃料の不確実性の影響を受けている。</p> <p>以上から、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、賃貸等不動産の減損を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>会社が減損の兆候を網羅的に識別していることを確認するために、会社が作成した減損検討資料を入手し、物件別の損益及びキャッシュ・フローが会計帳簿と整合していることを確認した。</p> <p>評価に影響する事象を把握するために、取締役会等の議事録の閲覧及び所管部署への質問を実施し、把握された事象が減損の兆候の識別に反映されているか検討した。</p> <p>減損の兆候が識別されたすべての物件を対象に、帳簿価額と割引前キャッシュ・フローの合計額の比較を行った。</p> <p>減損の兆候が識別されたすべての物件につき、割引前キャッシュ・フローに係る収益や費用等の設定根拠を把握するとともに、過去の実績等と比較し、合理性を検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キムラタンの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社キムラタンが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員

公認会計士 松岡 繁郎

業務執行社員

指定社員

公認会計士 横山 裕昭

業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタンの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場価格のない子会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表の有価証券関係注記に記載の通り、会社が2025年3月31日現在の貸借対照表に計上している関係会社株式3,285,221千円はすべて市場価格のない子会社株式であり、当事業年度末の貸借対照表の総資産額の39.8%を占めている。また、超過収益力を反映して1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得している。</p> <p>財務諸表の注記事項（重要な会計方針）に記載されているとおり、関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としており、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となる。</p> <p>市場価格のない子会社株式の残高は金額的重要性が高く、実質価額の著しい低下により減損処理が行われると財務諸表全体に大きな金額的影響を与える可能性があることから、当監査法人は市場価格のない子会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場価額のない子会社株式の評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社の純資産額について、会社の連結財務諸表監査において監査手続を実施した当該子会社の財務情報と照合した。 ・関係会社株式の取得価額と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員 公認会計士 松 岡 繁 郎
業務執行社員指定社員 公認会計士 横 山 裕 昭
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。